

公益財団法人よこはま学校食育財団 WEB ページ広告取扱要綱

制定 平成 26 年 10 月 1 日

理事長決裁 2022 年 10 月 6 日 改定

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人よこはま学校食育財団（以下「本財団」という。）が管理する WEB ページ（以下「本財団 WEB ページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「広告主」とは、本財団により広告を掲載する者として選定された申込者をいう。

(広告の種類)

第 3 条 本財団 WEB ページに掲載する広告は、バナー広告（本財団 WEB ページ内に表示される広告画像で、広告主の指定する WEB ページにリンクするものをいう。以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第 4 条 広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先 WEB ページ内容の範囲は「横浜市広告掲載基準」の規定に準ずるものとする。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第 5 条 広告を掲載する本財団 WEB ページ並びに当該 WEB ページにおいて広告を掲載する位置及び広告の枠数は理事長が定める。

(広告の規格)

第 6 条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ	縦 70 ピクセル×横 148 ピクセル
形式	GIF（アニメ可、透過 GIF 不可）・JPEG・PNG
データ容量	6 KB 以下
その他	画像のスライス（分割）不可 広告主名を alt 属性として設定（例）広告：〇〇株式会社

2 理事長は、広告を掲載する本財団 WEB ページごとに、前項の規定と異なる規格の広告枠を設けることができる。

(広告の掲載期間)

第 7 条 広告を掲載する期間は、3 か月単位とし、当該 3 か月単位ごとの始期は、4 月、7 月、10 月、1 月とする。ただし、最初の申込について、始期が 4 月、7 月、10 月、1 月

以外の場合は、3か月未満の残りの月数を含めて、申込みできるものとする。

- 2 理事長は、広告掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）が望むときは、複数期間の申込み及び掲載を認めることができる。

（掲載希望者の募集）

第8条 掲載希望者の募集は、原則として本財団 WEB ページで公募することとする。

- 2 募集は、通年とする。

（広告掲載の申込み）

第9条 掲載希望者は、持参又は郵送で、理事長が指定する期間内に「公益財団法人よこはま学校食育財団 WEB ページバナー広告掲載申込書」（第1号様式）により掲載の申込み（以下「申込み」という。）を行うこととする。

- 2 申込みは、3か月単位以上の連続した期間に限り行えるものとする。
- 3 広告掲載が適当であると認められた掲載希望者で、申込みが早い掲載希望者から順に広告主として決定することとする。

（広告掲載料）

第10条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

- 2 広告掲載料は、原則として契約期間ごとに一括前納とする。
- 3 広告主は、広告掲載料を理事長の指定する期日までに、納付するものとする。

（広告掲載の決定）

第11条 理事長は、第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 理事長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について「公益財団法人よこはま学校食育財団 WEB ページバナー広告掲載可否決定通知書」（第2号様式）によって通知する。

（広告原稿の作成及び提出）

第12条 前条で決定された広告主は、広告原稿（画像データ）を、理事長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

- 2 広告原稿（画像データ）は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告内容、デザイン等の審査及び協議）

第13条 広告の内容及びデザイン等については、本財団及び本財団 WEB ページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、理事長が審査を行うとともに、広告主と本財団が協議することとする。

- 2 デザイン等広告表現に関する基準は、第4条及び「横浜市 WEB ページバナー広告表現ガイドライン」の規定に準ずるものとする。

(広告内容等の変更要求)

第 14 条 理事長は、広告の内容若しくはデザイン又はリンク先の WEB ページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあり、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(本財団 WEB ページへの広告の掲載)

第 15 条 本財団は、広告の掲載開始日の午前 11 時までには、第 11 条の審査が完了した広告を掲載するものとする。

2 前項の広告の掲載位置は本財団が定める。

3 本財団は、広告の掲載終了日の翌日に、広告の掲載を終了するものとする。

(広告主の指定する WEB ページへのリンクの一時停止)

第 16 条 理事長は、広告掲載にあたり広告主の指定する WEB ページが、不正アクセスやシステム停止を引き起こす内容を含むおそれがあると判断したときは、あらかじめ広告主に説明したうえで、本財団 WEB ページから広告主の指定する WEB ページへのリンクを一時的に停止し、広告主に必要な対策を求めることができる。また、やむを得ない事情があるときは、広告主への事前説明を省略することができる。

2 理事長は、広告主が、不正アクセスやシステム停止を引き起こすおそれに対する必要な対策を行ったと判断した場合は、速やかに本財団 WEB ページから広告主の指定する WEB ページへのリンクを再開するものとする。

(広告掲載の解除)

第 17 条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を解除することができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 第 14 条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。

(4) 広告主、広告の内容若しくはデザイン又はリンク先の WEB ページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあり、又はこの要綱等に違反するものである場合で、第 14 条及び第 16 条の規定によってもこれが解消できないとき。

(5) その他、本財団 WEB ページへの広告掲載が適切でないと理事長が判断したとき。

(リンク先の変更)

第 18 条 広告主は、広告の画像、リンク先などの内容の変更を原則として 1 か月に 1 回を超えない範囲で行えるものとする。

2 広告主は、前項に基づく変更を行おうとする場合、変更を行おうとする日の 1 週間前までに本財団に連絡するものとする。

3 第 12 条の規定は、前 2 項の場合において準用する。

(広告主の解除)

第 19 条 広告主は、本財団がこの要綱に違反したときは、広告掲載を解除することができる。

(広告掲載の取下げ)

第 20 条 広告主は、自己の都合により本財団 WEB ページへの広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は 1 週間前までに書面により本財団に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第 21 条 第 17 条の規定により理事長が広告の掲載を解除したとき（広告主の責に帰さない理由により第 17 条第 5 号に該当するに至ったときを除く。）及び前条の規定により広告主が広告掲載を取り下げたときは、本財団は、納付済みの広告掲載料を返還しない。

2 広告主の責に帰さない理由によって第 17 条第 5 号に該当するに至ったことにより本財団が広告の掲載を解除したとき又は第 19 条の規定により広告主が広告掲載を解除したときは、本財団は、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

3 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を解除した月以降の納付済月額額の総額とする。

4 第 2 項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第 22 条 広告掲載期間内に本財団の都合で本財団 WEB ページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、本財団が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(掲載希望期間の自動更新)

第 23 条 広告掲載期間満了時において広告掲載を継続しない場合は、広告掲載期間満了時の 30 日前までに、広告主または本財団の一方または双方から書面をもって通知するものとする。

2 前項の通知がなされない場合は、広告掲載は、更に同一の条件で更新されるものとし、その後も同様とする。

(広告主の責務)

第 24 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する事項について一切の責任を負

うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、理事長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。
- 4 前3項の規定は、掲載期間の満了、第17条若しくは第19条の規定による広告掲載の解除又は第20条の規定による広告掲載の取下げにより掲載が終了した後も、同様とする。

(裁判管轄)

第25条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、本財団の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(庶務)

第26条 広告掲載についての庶務は、総務企画係が行う。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は理事長が別に定める。

別表 (第10条関係)

広告の種類	広告掲載料
バナー広告	3か月 1枠 15,000円 (税別)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 別表(第10条関係)の広告掲載料は、平成27年3月31日まで「3か月 1枠 15,000円(税込)」とする。
- 3 この要綱の施行日前日にすでに契約している広告主については、平成27年3月31日までは、従前の契約に基づくものとし、この要綱は適用しないものとする。

附 則

この要綱は、2022年10月6日から施行する。